奨学金返還支援に取り組む企業を応援します！！

宮崎市では、宮崎県が実施する「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」を活用して、若者の奨学金返還支援に取り組んでいる市内企業に奨励金を交付します。

奨励金の内容	
対象者	宮崎県が実施する「ひなた創生のための奨学金返還支援事業（みやざき産業人財確保支援基金事業）」により負担した支援企業のうち、市内において支援対象者が勤務している企業 ※支援企業・・・みやざき産業人財確保支援基金事業実施要綱（以下、県要綱）第４条第１項の規定により、知事から認定を受けた市内に事業所のある企業 ・奨学金の貸与を受け、県要綱第７条第１項の規定により、知事から認定を受けた者
奨励金の額	市内に勤務する支援対象者の１年経過したこと対して、県が交付する返還支援額のうち、４分の１に相当する額として、県基金に寄附した額（1,000円未満端数切捨て） ※市外の事業所に勤務する者は対象としない ※３年経過、５年経過時分は対象としない
申請期限	支援対象者にかかる県基金への寄附が見込まれる年度の６月30日まで
手続きの流れ	①宮崎県から登録企業の認定を受ける ②支援対象者を採用する ③市に交付申請を行う（６月30日〆） 【提出物】交付申請書（様式第１号）、納税確認同意書（様式第２号） 支援企業認定通知書の写し、支援対象者への県の支援額が分かる書類（県の通知書等） ④市から交付決定を受ける ⑤県に寄附を行う ⑥市に実績報告を行う（３月31日〆） 【提出物】実績報告書（様式第６号）、県基金に寄附した額が分かる書類（領収書等） ⑦市から確定通知を受ける ⑧奨励金の交付
備考	・実績報告は３月31日までに行う必要がるため、県基金への寄附はそれまでに行うことに注意！ ・市への相手方登録を行った事がない場合は、交付申請時に合わせて手続きを行う必要。